

第四十八回 参議院商工委員会會議錄第二十号

昭和四十年五月十九日(水曜日)
午後六時十六分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

小平 芳平君

補欠選任

鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅孝君

理事

上原 正吉君

大谷藤之助君

中川 吉雄君

向井 長年君

委員

梶原 茂嘉君

岸田 幸雄君

剣木 享弘君

前田 久吉君

藤田 進君

鈴木 一弘君

奥 むめお君

國務大臣

櫻内 義雄君

政府委員

渡邊喜久造君

竹中喜滿太君

村上 春藏君

熊谷 典文君

大慈彌嘉久君

通商産業大臣官房長

通商産業省鉱山局長

通商産業省公益事業局長 宮本 惇君
事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○公共料金並びに消費者物価値上げ抑制に関する請願(第一〇九号)(第二二〇号)

○公共料金値上げ反対に関する請願(第一九六号)(第一二三四号)(第一一三五号)(第一二〇三号)(第一二九六号)

○一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに関する請願(第三二七号)

○物価値上げ反対に関する請願(第一三八一号)(第一三八八号)(第二〇五五号)(第三三四号)(第二六〇〇号)(第二六〇一号)(第二六〇二号)

○中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願(第八九四号)

○下請代金確保に関する関係法の整備強化促進に関する請願(第一五三六号)

○中小企業団体の育成強化に関する請願(第一五七九号)

○小規模事業の育成強化に関する請願(第一五八〇号)

○滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願(第一九九九号)

○政府系中小企業金融機関の資金増額等に関する請願(第二一九六号)

○公衆浴場業に対する特別融資に関する請願(第二四九七号)(第二七三九号)
○電気工事業法制定に関する請願(第四一二号)
○盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願(第七三四号)

○只見川水系水資源の効率的利用に関する請願(第一七三七号)

○電灯線引込口に避雷設備設置に関する請願(第二〇六五号)

○東西貿易の拡大に関する請願(第一七三五号)(第二一九五号)

○「吉田書簡」破棄及び中国向けビニロンプラント輸出等に対する輸銀融資の即時完全実施に関する請願(第二二八三三号)

○鉱業法の一部を改正する法律案中一部規定の削除等に関する請願(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二号)(第一六五三三号)(第一六五四号)(第一六五五号)(第一七一六号)

○天然ガスの開発促進に関する請願(第一七三六号)

○競輪場外車券売場存続に関する請願(第三〇五号)

○発明、発見者及び考案者にパツジ交付の請願(第一八四八号)

○「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく基本計画の完全実施に関する請願(第二〇六六号)

○工業用水道事業運営の資金措置に関する請願(第二七三四号)

○継続調査要求に関する件
○総合エネルギー調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

議することとなりましたから御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) 第一〇九号公共料金並びに消費者物価値上げ抑制に関する請願外四十二件を一括して議題といたします。

本請願につきましては、慣例により委員長及び理事打ち合わせ会を開きまして、慎重に検討いたしました。以下、お手元に配付いたしました資料によりましてその結果を御報告いたします。

一の物価関係十五件、二の中小企業関係は、第一五三六号を除き七件、三の電気関係は、第七三四号一件、四の貿易関係は、第一七三五号及び第二一九五号の二件、五の鉱業関係は、第一七三六号一件、六のその他につきましては、第二〇六六号及び第二七三四号の二件の請願をいずれも議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

ただいまの報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、報告書の作成等につきましては、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 総合エネルギー調査会設置法案を議題といたします。

まず、政府委員から補足説明を聴取いたします。熊谷官房長。

○政府委員(熊谷典文君) 総合エネルギー調査会設置法案について、その内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、エネルギーは国民生活及び産業活動に不可欠の重要基礎物資であり、したがって国民経済の順調な発展を促し、産業構造の高度化を期するためには、エネルギーの安定的かつ合理的な供給を確保することがぜひとも必要であります。

ひるがえって、広く海外におけるエネルギー事情を概観いたしますと、固体エネルギーから流体エネルギーへの移行といういわゆるエネルギー革命の進行、新エネルギー源としての原子力の出現等エネルギーに関する諸情勢は変動を示しつつあり、欧米諸国はこれに際して、エネルギー供給の確保をはかることの重要性を認識し、このための諸施策を強力に推進している実情であります。特に最近におきましては、北海における大規模な天然ガスの発見、サウラ及びリビアの油田開発、原子力発電の経済性の向上等の実情を反映して、エネルギーの多角的な供給の確保という政策方向が次第に強く具体化されつつあります。

他方わが国のエネルギー事情を見ますと、経済

全般の急速な発展に伴い、技術革新の進展、開放経済体制への移行に際する産業構造の変化等の諸情勢を背景として、エネルギー源の流体化、輸入エネルギー比率の上昇、新しいエネルギーとしての原子力による発電の実用化等、これまた現在大きな変動を示しつつあります。これに伴いわが国のエネルギー政策に関しても、石油についてはその体質改善と長期的ビジョンの確立、石油については低廉かつ安定的な供給の確保をはかるための国内体制の整備と海外油田の開発、電力については広域運営の強化と原子力発電の開発推進等、解決を要する問題が山積している状況であります。しかも、これらの諸問題は、個々の種別のエネルギーの問題として検討を進めるのみでは不十分であって、広く国際的かつ長期的視野のもとに、エネルギー全般を総合する観点から施策の検討が行なわれ、国民経済全般の利益に最も適合した望ましい供給体制が確立されるよう配慮する必要がありますと考える次第であります。

かかる観点から政府といたしましては、従来エネルギー懇談会、産業構造調査会総合エネルギー部会等の審議を通じて総合エネルギー政策の検討を行なってきたところ、現在は通商産業省の産業構造審議会に設けられた総合エネルギー部会において検討が進められつつあります。しかしながら、総合エネルギー政策樹立推進の重要性と緊急性にかんがみ、一そう強力にかつ抜本的に総合エネルギー政策の検討を行なう必要性を痛感している次第であります。この意味において、さきの第四十六国会の衆参両院の本院議において「総合エネルギー政策に関する決議」が行なわれ、総合エネルギー調査会の設置が要請されましたことは、まことに時宜を得たものと考える次第であります。

政府といたしましては、この決議の趣旨をも体し、総合的かつ長期的観点から、各種エネルギーの将来の位置づけを行なうとともに、エネルギー政策の基本的方向の抜本的検討を行ない、さらにエネルギー課税問題等各種エネルギー源間の共通問題の総合調整をはかるため、通商産業省

に調査審議のための機関として総合エネルギー調査会を設置することとしたいと考え、この総合エネルギー調査会設置法案を提出する次第であります。

次に法案の概要を説明いたします。第一に、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に付属機関として総合エネルギー調査会を置くこととあります。

第二に、その組織につきましては、本調査会は学識経験者のうちから任命された委員二十人以内で組織することとありますが、この他にも必要があるときは臨時委員及び専門委員を置くことができることになっております。また審議の能率化をはかる見地から必要に応じ部会を置くことができることになっております。

なお、本調査会の運営に関しては、本調査会が広範かつ多岐にわたる事項について幅の広い総合的な検討を行なう必要があり、また点にかながみ、委員の人数については、広く各界からエネルギー問題全般に高い識見と深い学識を持った方々にお願いする方針であり、また本調査会の構成についてはエネルギー種別、事項別に適宜部会を設ける等の措置により審議の充実を期する所存であります。さらに、本調査会には、関係各省の担当官をもつて構成する幹事会をも設け、各省との連絡にも万端漏れなきを期したいと考えております。以上が本法案の要旨についての説明であります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終了いたしました。

それではこれより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○藤田進君 会期末の本日、あと時間も幾ばくもありませんので、重要な点数点にしばって伺いをいたしたいと思っておりますが、会期があるならば、さらに詳細な点について伺いをしたいと思うところですが、まず最初に、政府提出にかかる総合エネルギー調査会設置法案を見ますと、ただいま

官房長の補足説明によれば、重要性、緊急性その他情勢を言われたのですが、これに対応するに足る調査会の設置法かと聞いてみると、まことにござらない、両院本会議における議決があるのでいたし方なくここに提案をいたしましたといわぬばかりのものが出てきたように思われる。しかし、その内容をこれからだして、そうではないのかどうかを明らかにしたいと思うのであります。

その第一点は、いわゆるように、エネルギーについては、まことに麻のごとく乱れたいまの実情ですが、これを総合的にかつ合理的に安定的に供給施策を講ずるということのようですが、第二条の二項は第一項を受けて、つまり通産大臣の諮問に応じてというワケにとどまらず、諮問はないけれども、調査会の自主的独自の立場で、たとえば石油企業においては現在の私企業というものを一歩進めて、イギリスでも問題になっている等のごとく、この際には変わった企業形態、資本の所在というようなことを検討する、あるいはその他のそれぞれのエネルギー産業についても同様に、企業そのもののあり方をどうするかといったようなことについても当然作業をし、通商産業大臣にこれが答申をする、単に意見を述べるといっただけじゃなくて、一種の建議をする。これを受けた通産大臣はこれを尊重しなければならぬと思うのですが、ここにはそんなことはどうも書いてないし、その辺はどうこの法案の解釈並びに答申をする範囲、その答申に関する扱いの基本的態度等をお伺いをいたしたい。

○国務大臣(櫻内義雄君) 一応私どもとしての、調査会で審議すべき事項といたしましては、第一が各種エネルギーの位置づけでございます。それからまたエネルギー源の相互間の総合調整を行なう、まあそういうようなことを考えて、また同時に石油とかあるいは石油とか原子力発電とかいうようなものについて、たとえば石油の適正出炭規模の想定とか、安定的供給の確保とかいうようなこと、あるいは石油産業の自主性の確立というよ

うなこと、また原子力発電の開発推進、まあこういうようなこと、これらを総合いたしまして表現いたしましたのが、「諮問に依りて、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議」と、こういうことを目的をいたしたのでございす。ただいまお尋ねのように、調査会自体が自主的に種々私、通産大臣に対して意見を述べようということにつきまして、別にそれを拒む理由はないと思ひます。

○藤田進君 ポイントは、意見を述べたものを拒むなということ、これは常識上あり得ないことですが、そうじゃなくて、ここには「意見を述べる」と書いてあるが、普通法律用語としては「意見を述べた」ということ、これは強くなるので避けられたのかも知れないが、二項にいう重要事項について必要があるときは、企業形態がこれじゃいかんぞと、こうすべきだという、そういう高次元に立った政策というものを自主的に審議をし、その結論が出た場合には通産大臣にこれが答申をする、その場合には、諮問している範疇外だとか所掌外であるとかいうような因縁をつけてこれを尊重しないということじゃなくて、これも尊重なさるのかどうかということをお聞きしておる。

○政府委員(熊谷典文君) 多少法律的な問題でございすので、私答えさせていただきますと思ひます。

御指摘のように企業のあり方等について審議するの、かという問題でございす、先ほど大臣が申し上げましたように、各種エネルギーの位置づけを行ないます。行ないます場合は、当然にどういふ企業のあり方、このエネルギーはこのくらの地位を占めるといふ基本的な問題に関連してまいるかと思ひます。したがって、そういう点について調査会で審議されるということは当然あり得ると思ひます。

それから第二点の法文の書き方の問題でございす、私どもといたしましては、当然そういう

意見が述べられた場合に、これを尊重するということとは当然であると、かように考えております。したがって、先生が御指摘になりました建議というように実質的には考えていただいて差しつかえないと考えております。

○藤田進君 したがって、この調査会がどうも通産省の中にもばらばらにあるよりも、臨時行政調査会等の結論、あるいはその後今後検討されるいろいろな事情も新しく出てくるかもしれないが、エネルギー省というか、動力省を設けろというふうなこともかなり大きな問題です。国家行政組織に関する問題だが、そういうこともこの調査会では結論を出すことも決してこの法律に違背するものではないと、そういうことは言えますか。

○政府委員(熊谷典文君) こういう位置づけをし、基本的な方向でこういう施策をやつてもいい、というものが調査会の結論として出てくる場合に、そういう基本的な方向で行政を進める上においては、どうしてもこういう機構が要するというふうな調査審議の結果になりますれば、そういう点も入ってくると思ひます。ただ、先生御承知のように、行政機構改革の問題はいろいろな面の別個の観点からの人員の節約とか、そういう問題がございすので、それは別個の観点から別な機関で行なわれるということにはなろうと思ひますが、いまおっしゃつたような点は出てくる場合があり得る、かように考えます。

○藤田進君 この辺で通産大臣にお伺いします、いまの官房長の説明は、これは通産大臣として、そのとおり了承されているところですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) そのとおりでございす。

○藤田進君 次に、現在原子力委員会、あるいは石炭産業には石炭産業の、石油は石油の、電力は電気事業審議会とか、いわばエネルギーに関するそれそれ併置された審議会があります。それに産業構造審議会でしたかね。いまだとあえずエネルギーに関する民間のものは別として、行政審議会というものがどういふものかどういふものがあるか

お聞かせいただきたい。事務当局でけっこうです。

○政府委員(熊谷典文君) まず総合的なものといひましたのは、御指摘のように産業構造審議会の下部機構に総合エネルギー部会というのがございす。これはこの調査会ができました場合は発展的に解消するつもりでございす。それから個別の審議会といたしましては、石油業法に基づきます石油審議会がございす。それから石炭につきましましては、合理化臨時措置法に基づきます石炭鉱業審議会がございす。それから電気につきましましては、電気事業法に基づきます電気事業審議会が充足する予定になっております。個別には以上の三つでございす。

○藤田進君 この通商審議会の項を削るというこの附則の趣旨は、この調査会と全く屋上屋になるという趣旨ですか。

○政府委員(熊谷典文君) 通商審議会を削りましたのは、行政簡素化といひます。行政機構の簡素化を進める上におきまして、一つの審議会なり調査会をつくり出す場合は、できるだけ過去のものをなくするというのがいままでの方針になっております。この通商審議会というものは、実体的にはエネルギー問題を審議してある審議会ではございせん。これは通商問題を審議してある審議会でございますが、そういう事情にございすので、われわれといたしましては、これは必要なんではないと思ひますが、廃止せざるを得なかつた、こういうことではございす。

○藤田進君 これは大蔵省が言うのかもしれないが、これは国務大臣とされてどうなんですか。通商審議会というのはいづいふん大臣も引例してこられたわけですが、お気の毒なことになるわけですね。こちをつくることには引ひ込む、これはちょっと不合理じゃないですかね。

○国務大臣(櫻内義雄君) 御承知のように、産業構造審議会の国際経済部会の輸出入取引審議会、こういうものがございす。それから大体上期下期に一回ずつ最高輸出会議のようなものも設けて

おりますので、それらのほうで補いがつく、こういう判断に立ちまして、やむなく、新たに総合エネルギー調査会を設けるために通商審議会のほうを廃止する、こういうことにいたしましたわけでございます。

○藤田進君 その点はまた時間があれば後に伺ひますが、それそれ石油、石炭あるいは産業構造、電気等々、御答弁のように審議会がある。私どもが両院議決の際に示しました態度としては、本来こういう通産大臣のもとに審議会がすでにあるので、さらにこれを調整統合して、かなり高度な立場から国の施策を講ずるという意味で、両院本会議は調査会法なるものを議決したのであつたのですが、私も提案作業並びに賛成討論をした一人ですが、その点が記録上強調されてないということ、通産大臣のもとに置くことになつたことは、きわめて私は遺憾とするものです。しかし、現在の法案を、だからといって目の目を見せさせないといふことでなくて、将来漸次これが改正を加えていくなり、抜本的に置きかえるなりというつもりでいるものですが、それにしても、出発いたします場合に、これが委員の任命については、委員なり臨時委員、それぞれ学識経験者の中からという通り一べんの文句なわけですが、これはよほど委員の有力なメンバーをそろえて、電気事業審議会、石炭、石油あるいは産業構造、これらの総合的に、さらに上に立つといひます。そういうもので構成をされませんと、有名無実になつて、産業構造審議会のエネルギー部会の学識経験者よりも見劣りするものがこれをやつてみたところ、意味のないものであります。そこで通産大臣は、これが委員の任命にあつては、どういふ考え方で委員の構成をされようとするのか、重要な点でありますから、お伺いをいたします。

○国務大臣(櫻内義雄君) 今回の調査会が、ただいま御批判のように、どうして総理府のほうに置かないのか、もっと強力な組織が考えられたのか、じゃないかという点があるかと思ひます。しかし、この調査会が両院の決議に基づいてつくられ

るといふことについては、これはこのつくられる過程を考えますと、間違ひのないところでございまして、そういう点からいいますれば、通常の調査会よりは、そのような裏づけがある調査会であるといふことで、私は決して弱体なものとは考へておりません。また、そういうことであればならぬといふことで、ただいまお話のとおり、この調査会の委員の人数につきましては、慎重に検討していきたいと思ひます。少なくとも石油、石炭、電力、原子力の関係等を考えまして、それぞれの最も高い見識のある方を選ばざるを得ないと思ひますが、また、従来でございます審議会の会長等になられておられる方も、ぜひ御協力を願ひ意味において委員に参加をしていただきたい。お話のとおり人選につきましては、この調査会が強力なものになるように配慮をいたしたいと思ひます。

○藤田進君 そこで、この委員の二十名という算出の基礎はどういうことなんでしょう。

○政府委員(熊谷典文君) 先生御承知のように、従来総合エネルギーにつきましては、現在は産業構造審議会の総合エネルギー部会でやっておりますが、その前のときには産業構造調査会というのがございました。その下部機構として、同じく総合エネルギー部会がございました。その当時の過去を振り返ってまいりますと、大体委員の数が十二名から十五名ぐらいでいろいろ審議をしておられるわけでございます。今回の調査会、先ほど御指摘のように、各種エネルギーの審議会との関係もございまして、より強力なものにするという意味で、これがあまり多くなりまして、なかなか運営もむづかしいと思ひますが、二十名程度ならば、いま申し上げた過去の実績から見ても、あるいは今後の方向から見ても、適当なことではなからうかというところで、そういったわけでございます。

○藤田進君 そうすると、二十名は最大のワケであつて、二十名でなくて十二、三名で発足して、必要があれば追加するとかそういうことではなく

て、二十名と明定する以上、当初の発足から二十名という委員を厳選し任命して、これが調査会の発足をなされる。これが鉄則でなければならぬと思ひますが、そういう扱いでしようか。

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のようにしてまいりたい、かように考へます。

○藤田進君 いかなる委員会でもそうあるべきだろうと思ふのですが、通産大臣いかがですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま政府委員よりお答えされたとおり、私も最初より二十名を全員任命をしてまいりたいと思ひます。

○藤田進君 そこで、補足説明を聞きますと、委員の人選については、学識経験者だが、さらに具体的に指摘すれば、広く各界からエネルギー問題全般に高い見識、深い学識と、こうなるわけですね。その各界といふ意味は、エネルギーの生産あるいは消費、あるいは学問的といったような、そういう考え方の各界、こういう意味ですか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(熊谷典文君) 具体的に申し上げますと、いま御指摘がありましたように、生産者の関係も入っております。それから特に私どもが今後重点を置きたいと思ひますのは、需要業界ということも当然入ると思ひます。それからこういう問題を海外との比較をいたします場合には、海外の調査研究ということも必要かと思ひます。そういう意味合い、それから過去の調査会の経験等からいまして、第三者的なといふすか、いわゆる学者の方々、エネルギーの問題について非常に造詣の深いという方々をお願いしてまいりたい。大体そんなことを考へておられるわけでございます。

○藤田進君 これは企業形態なり、このエネルギーの方向性、いかにしては各般の影響を持つわけ、いま言われた、抽象的ではあるが、これは当然の範疇だと思ひます。同時に、それぞれのエネルギー産業における雇用関係を持つ労働者並びにそれが団体とか、そういうものから二十名の調査会である以上、これが参加を願うということとはきわめて当然だろうと思ふのです。この辺はど

ういふ考へです。

○政府委員(熊谷典文君) 総合エネルギーの政策の問題は、御指摘のように労働問題とも当然関連すると思ひます。そういう意味合いにおきまして、労働問題についての深い学識経験を有する方々を委員としてぜひ選任したい、かように考へております。

○藤田進君 これはどういふ考へですか。たとえば、たまたま学識経験者の中に国会議員がいるという場合には、これを任命なり要請なさるのですか。これはもう特定のもののについては、あらかじめ選考の範囲から除くといふことなのか、そういうものがあるとするれば御指摘いただきました。

○政府委員(熊谷典文君) 非常にむづかしい問題でございますが、私も事務当局の考へ方といたしましては、国会議員の方々でそういう面に非常に造詣の深いという方々がたくさんいらっしゃることはよく承知しておりますが、ただ、入れました場合に、どちらかといふと、率直に申し上げて、学識経験といふ面よりは、やはり国会議員という面が強く一般的には出てまいりますので、そういう方々はさしあたりは任命しない、こういう考へ方を持っております。

○藤田進君 まあ社長は社長ということが本来の職務で、そのほかにはどんなものがありますか、任命しないといふのに、さしあたりは遊んでゐる者だけ集めることになるのですか。

○政府委員(熊谷典文君) ほかに別段こういう方がいかにあるという考へ方は持っておりません。

○國務大臣(櫻内義雄君) 実は国会議員の中でエネルギー問題についての非常に高い見識をお持ちの方々もとりおられるわけでございますが、実は昭和三十四年の一月二十二日の行政審議会の行政制度の改革に関する答申というのがございまして、行政上の諮問機関たる審議会等の委員に国会議員を当てるべきでないといふ答申があること、これは御承知だろうと思ひます。それで今回の場合とすると、このことについての省内での打ち合わせ、このこともございまして、先ほど政府委

員よりお答えされたような見地も考へまして、国会議員の本来のお立場でいろいろ御意見をちょうだいするほうがいいのじゃないか、こういう考へ方に立っているわけでございます。

○藤田進君 これも時間があればあとで質問します。

そこで、今国会でこの法案が成立いたしますれば、以上のような委員が構成され、発足されるわけですが、めどとしてはいつごろこれが発足の予定でございますか。

○政府委員(熊谷典文君) 国会の議を経て成立いたしますれば、できるだけ早い機会——七月一日からでも発足したいと、かように考へております。

○藤田進君 従来、まあ産業構造審議会のエネルギー部会とか、あるいは民間のエネルギー懇談会とか、いろいろなものがございますが、一応法律の中にあります審議会の中のエネルギー部会とかいうものとの関係ですね。これは別に総合エネルギー調査会ができたら部会を取りやめるということになるのか。並行してそれはそれなりに持つておみえになるのか、どういふ扱いになりますか。

○政府委員(熊谷典文君) 調査会が発足いたしますと同時に、従来の産業構造審議会におきまして総合エネルギー部会は解消いたしたい、廃止いたしたいと、かように考へております。

○藤田進君 この「必要な事項」の省令ですが、いま予定されているものは、通商産業省令ではどういふものが考へられておりますか。たとえば調査会の運営のこととか、そういったものが省令で出てくるのか、どういふものを予想されますか。

○政府委員(熊谷典文君) 実体的な問題といたしましては、このエネルギー問題は通産省が主力になつてやるわけでございますが、各省に關係いたす面もあるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、各省との緊密な連絡ということがぜひとも必要だと、かように考へますので、幹事会制度といふのをこの規定によりまして設けまして、緊密な連絡をはかつてまいりたい、かように

考えております。

○藤田進君 いや、省令は、いま予想されるのは幹事会の定めを省令でいうことですか。そのほかに、まあこの会は会長を置くんだが、委員の互選で。そして会議の運営はまあ常議的にしていくのか、あるいは省令あたりでその運営規程をおきめになるのか、どういうことですか。予算のこととか……。

○政府委員(熊谷典文君) 予算につきましては、これは別個な問題でございまして、現在これがために四百二、三十万円の予算をすでに御審議を願って成立をはかっていたので、規定でございしますが、別個な問題でありますので、規定でございめ得ないと思っております。運営の問題につきましては、だんだんやってまいりまして、やはりこういう規定ではつきりきめたほうがいいということになりまして段階では、そういうことも考えてまいりたいと思っておりますが、さしあたり規定でなしに調査会の運営として、運営規程という程度でやっていたい、かように考えております。

○藤田進君 そうすると、いまの省令で予定されるのは、幹事会といたしたような事項が省令で出てくるということ、調査会の議事運営は調査会が自主的に運営規程を創設する、それによって運営をされるということなんでしょう。

○藤田進君 そこで予算関係は、これは活動いかんにもよりましうが、相当のエキスパートがこれに審議に当たられるということになれば、その人本来の職務と競合もしますし、まあできるだけこれにこたえるについては手当というか、あるいは専門委員等についても、それぞれ遠隔の地から来れば旅費その他そういうものについては、まずまずこれが十分な運営がはかり得るという予算的見通し——四百数十万だろが、これが他の委員会との移流用で得られる場合もあるし、もう場合もあるうといったようなことで、支障のない裏づけがこれは当然必要だと思っております。これら

について試算をされているとすれば、もっと詳しく御説明をいただきたい。年に何回くらい開くとかね。

○政府委員(熊谷典文君) まず予算について御説明申し上げますと、こういう調査会とか審議会の予算といふものは、先生御承知のように、なかなか多くの額が取れないというのが例でありまして、平均いたしてみますと、大体七、八十万円というのが普通でございまして、先ほど来から御指摘のように、本調査会といふものは非常に重要な調査会といふことで、四十年の予算につきましては、トータルといたしまして四百二十三万というものを計上いたしておるわけでございまして、それから年度間どの程度開くかという御質問でございまして、先ほど申し上げましたように、この下にいるいろいろな部会というものができるとございまして、その部会によりましては、いろいろなデータを集めるような作業もございまして、相当ひんぱんに行なわなければならない、かように考えております。ただ本委員会といふか、調査会としておるわけでございまして、一回程度予定したところをいまして、大体年四、五回程度予定したところをいまして、その実をあげられる、そのためには委員の任命なり運営というものを適切にはかっていると思っております。

○藤田進君 発足せられてその実をあげられる、予定いたしました時間も参りましたので、私はとりあえず現段階では以上にとどめたいと思っております。

○向井長年君 基本的な問題ですが、この第二条に、「通産産業大臣の諮問に應じて」ということと、それから特に「エネルギーの安定的かつ合理的な供給」ということで「総合的かつ長期的」ということをいわれているのですが、これは通産大臣、現在までは通産省所管として石油にしてもあるいは石炭、電力、ガス、すべてが通産省所管です。これが現在では安定かつ合理的な総合的な長期計画、こういうことがやられておらないのかおるのか、これをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(櫻内義雄君) 各審議会におきまして、ただ当面の問題についての審議をしておるだけでなく、ある期間の見通しは立てておったと思っております。しかしながら今回の調査会が目的としておりますように、総合的な長期的な安定的な計画というふうなことに、これは不足しておると思うわけでございまして、その辺が従来の場合とだいぶ違うと思っております。

○向井長年君 たとえば先般審議しました石炭の問題ですが、かかるような問題は、一応石炭の合理的ないわゆる安定のためにあつておると思うので、これは長期ではないかと思うので、あるいはまた合理的ではないかと思うので、いわゆる一電力なら電力にしろ寄附した、こういう経過が出ておるんですね。非常にその業界においても不満を唱えた、こういうことになる、これは合理的でもなければ長期的でもない。いうならば、その場の形としてあつておる措置がとられておる。こういうことですが、そういう問題は今後すべてこの総合エネルギーという立場からなくして、この総合エネルギーを考へていくのだ、こういうことになってくるかと思うので、だからそういうことを考へるならば、合理的ということばは非常に便利なことばですが、やはりいわゆる資源的な、あるいはそれに對するところの安定的な形で出てこなければならぬ。そういう問題を、通産省としては今日まで考へなければならぬ問題が考へ得られなかつた。今度は総合エネルギーの中でこういう問題を処理し、諮問をし、答申を経るんだ、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) お話のとおりでございまして。石炭の場合、四十二年を目標としての答申を得たわけでございまして、その答申が他のエネルギー資源との関係の上におきまして、はたして妥当であるかどうか、そういうような点をもう一つ今度長期に展望して考へていくべきではないかと思つております。先ほど申し上げましたように、特に石炭につきましては、適正出炭規模の想定と安定的供給の確保ということを他のエネルギー資源との関係においてよく検討してみたい、こういうことでございます。

○向井長年君 そうしますと、通産大臣が総合エネルギー政策として一応この機関に諮問をするということになれば、どういふ答申が出るかは別として、総合的にエネルギーを考へていくならば、いわゆる開発ですね、そういう問題については統制的な方向をとらざるを得ない、ある程度ですね。事業者はほとんどこれは民間企業なんです、石炭にしてもあるいは電力にしてもあるいは原子力もそのとおり。そうやってまいりますと、日本の産業構造、あるいは国民生活の中で、いわゆる需要がこれくらい五年後には必要である、あるいは十年後はどうだ、こういう一つの想定の中から開発を行なうと思うのです。それにはやはり経済性が伴わなければならぬ。こういう中でやっていくこととするならば、いわゆる計画統制というものが出てくるかと思うのです。そういう問題はただ単に一事業あるいは一企業、こういう問題じゃなくなつて、統制的な方向をとるといふことになってくるかと思うのですが、その点を考へれば、この点通産大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまのお話のような点こそ私どもがこの調査会においてどのように考へてくださるか、われわれとして期待したいのでございまして。ただ、この時点でどういふふうに想像するか、こういうことになれば、おのずからそれぞれの立場で考へはあらうかと思つて、私が私といたしましては、まず第一に内外のエネルギー事情、これを詳細に分析して、それと国内資源との関係ということが出てくると思つて、そうして、そういう現状分析の上に立つての総合的かつ長期的観点からの各エネルギーの位置づけがどうなつてくるか、こういうことになってくるかと思つておる。たとえば中には電力のように、国内において十分開発が進み、火力ができる、こうなつてくれば、これについてその統制的な事項というものはあまり考へられないのじゃないかと思つておる。しかし、非常に不足するようなものとか、あるいは海外との関係の上に

おきまして、原子力のようなものにつきまして、これが自由にやっていると悪いのかというような点は問題になってくるかと思いますが、これはいづれもこの新たに発足する調査会において十分御検討を願つて、よい建設的な御意見をちょうだいしたい、こう思う次第でございます。

○向井長年君 建設的な御意見を伺つて、それに對して政策をきめるということは、これは当然のことだと思ふんです。ところが問題は、総合エネルギー政策というものは、諮問はするにしましても、通産省が所管ですから、しかも各産業、エネルギー産業そのものが通産省所管ですから、そういう中で、先ほど言った長期計画の中で開発という問題が出てくるならば、これに對して一つの通産省は試案を持つと思ふのです。何かなしに、わけもわからぬでこれはどうしたらいいかといううな誤問のしかたでなくて、やはり局内において一つは一つの政策を持つ、そうなるべくと、これは経済性が伴っているんですよ。したがって、かりにもっと具体的に言うならば、石油を使って電力の場合開発する、これは経済性は非常に有利である。しかし石炭を使えば経済性は非常に悪くなる。こういう問題が具体的に出てくると思ふんです。あるいは原子力問題もそのとおり。これは民間にいま依存しておりますけれども、その問題が五年あるいは十年に一つの計画を持った、それに対してやはりキロワット当たりの単価がどうなるか、こういう経済性というものを加味して開発というものをやってくる。そういう場合に通産当局としては、まずその裏づけになる資金の問題、あるいは国の政策としてそれをどうするかという問題、いろいろな問題が伴ってくるが、すべてはこれは総合エネルギー調査会に一応諮問をする。こうなると、そこで経済性の問題が無責任な形で答申はできない。いわゆるそれに対する開発の資金の裏づけの問題も内部的には出てくるだろうし、あるいは価格の問題が出てくるだろうし、そういう問題について通産大臣はどう考えますかと、こういう質問です。

○國務大臣(櫻内義雄君) 御指摘のような問題は調査会でも取り上げられるところだと思ひますが、当面私どものねらいといたしましては、いま前段でお話ございましたが、石炭と石油との関係はどう見ているか、また内外の関係からいまして、国内におけるエネルギー資源をこれを重要視することは当然でございます。そういう場合に、石炭とあるいは電力とか、原子力ではどの程度確保できて、そして石油関係ではどういふふうに補いをつけていくのかといううな、そういう点を総合的に、しかも長期的にエネルギーがどの程度伸びて、どういふふうに確保していくのかといううな石炭、石油、電力、原子力、これらを総合したところの調査をまずお願いをいたしたい。そしていまお話の中には、從來でございます個々の審議会でお話をする面も相当あるかと思ふのであります。とりあえずのところは、ただいま申し上げたような総合的、長期的な面をひとつ御調査を願ひたい、こう思う次第でございます。

○向井長年君 個々のエネルギー産業についての位置づけというものは現状においては不十分である、まあいふならば十分できておられない、こういう中から位置づけを明確にしなければならぬ。位置づけをするためには、当初言つたように、やはり総合的に検討した中からおのおの産業の位置づけというものをくり上げなければならぬといううことになると思ふのです。そうなるべくと、位置づけを、これは答申の中で検討される問題かも知れませんが、しかしながらその位置づけをしようとするならば、合理的あるいは経済性という問題が伴わなければ位置づけはできないと思ふのです。その経済性を伴うということになってくると、どういふ人たちが、学識経験者がどういふ意見を出すかは別といたしまして、われわれ常識で考えると、ある程度の制限、統制をしないと出てこないのじゃないか。現在の企業形では出てこないのじゃないか、こういう感じがするわけですから、これは自由企業の民間企業ですから、そう

いったような中ではそういう位置づけは困難性がある。困難性があるために今日まで十分な位置づけができなかった、こういう結果が出てくるのじゃないかと思ひます。そういう意味で、先ほど藤田委員が言つたように、問題は研究の中でそういう問題は出てくると思ひます。企業自体の問題ではなくて、それに伴う経済性もあわせてそういう問題が出てこなければ総合的な位置づけはできないんじゃないか、こういうふうに痛感するので、その点はどうか。こういうことを聞いておるのです。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの御見解も当然その調査会を出ると思ひます。しかしこれは從來の場合を考えてみますと、石炭を自由企業でいけるように、四十二年度を目標にこれらの施策をせよということが從來の答申でございしますが、しかし石炭の関係を総合的に見ていた場合に、それではたしていいか悪いかといううな御議論も出る、あるいは御指摘のようなうな答申もこの調査会には出さずともありません。出す場合には、それは当然われわれとしてはその御意見を尊重して、具体的な施策に移していきたい、こう思ひます。

○向井長年君 通産大臣、非常にりっぱなことを言つておられるが、非常に大きな問題なんです。これは産業構造のきわみにまで触れる問題だと思ふのです。したがって、ただ単に電力あるいは石炭はこうなつておるからこれはどうするかという、そういう簡単な問題じゃなくて、総合的な企業自体の問題から、あるいは今後の国際競争に立ち向かう問題にもなるだろうし、こういう点になつてくると、これは非常に重たい問題で、この調査会の任務というものは大きいと思ふのです。それは答申はしたけれども、それが尊重といつても、事実上現在の事態になれば実施できない、こうなつてしまえばおしまいですけれども、本来そういうところまでいかなければ総合エネルギー政策というものは確立できない、そのためにはやはりこの調査会というものは、当初言つたよ

うな大きないわゆる次の高い高度の中でこの調査会は発足しなければならぬ、そうしてやはり重要な日本の産業構造から、あるいはすべてのエネルギー、国民生活、こういうところ及ぶ大きな問題のようにわれわれは取り上げておるわけですから、だかからいま通産大臣は、そういうことが出れば尊重いたしますと言ひますが、そういうところまで検討しなければこの意味がないのじゃないかというわれわれ考えを持つわけなんです。ただ単に、おさなりの一年に五回開きます、あるいは三回やります、こういうことは本来の総合エネルギー対策というものは確立できない、少なくともいま通産大臣が諮問しようとするならば、私が先ほどから言つたようなものを、まず日本のエネルギー政策をどうするか、企業を含めた中でどうするかといううな諮問をして、そういう問題から取りかからなければ実際の意義はない、こういう感じを私は持つておるのであります。だからその点については、何だかどうも国会で決議されたから、それに應じて総合的に考えるのだということ、非常に称賛されたような考え方を持つておるけれども、基本的な問題としてはそういう大きな問題を持つておるということを通産大臣は痛感されておるのかどうか、またそういう問題まで諮問されてやるというお考えがあるのかどうか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 私どもとしてこの調査会を設置する以上におきましては、ただいま御指摘になつたように、真剣にこの日本の将来のエネルギーが総合的にどう考えられるべきものであるかといううなことに取組んでいきたい、こう思つておるのでございます。またそのようなことを申し上げては恐縮でございますが、海外のエネルギー政策に對処しておる状況を考えますときに、日本もやはり相当真剣に、もう少し突っ込んだ考え方をしなければならぬといううなことをしめじみと感じさせられるわけでございます。昨年エネルギー調査のために海外にまいりました諸君からも御意見をちょうだいしておつて、そういう国際的な事情をも考えますときに、

今回の調査会が、御指摘のように非常に掘り下げ
て研究すべき機関である、おぼろげのことであつ
てはならない、こういうふうに思ひます。

○向井長年君 基本的な問題はそれくらいにしま
すが、時間も無いようですが、もう一つ小さい問
題になるかもしれませんが、こういう調査会が発
足する、これに対する事務局はどこでございま
すか、通産省の中。

○政府委員(熊谷典文君) この調査会の関係事務
を処理いたしますのは、単に一部分ではできな
いと思ひます。公益事業局に關係し、鉱山局に關係
し、石炭局に關係する、こういう広範なもので
ございす。したがって、そういう面の専門家
を動員いたしますと同時に、やはり総合的に取
りまとめなければならぬと思ひます。そうい
う総合事務局は官房でやりたいと思つてござ
います。官房の機構といたしましては、これは来年度につ
きましては、さらに必要に応じて強化をはから
なければならぬと考えてございます。したが
り、官房に官房参事官制度がございす。したが
り、いま、これの特命事項といたしまして、鋭意
これに当たらせたい、かように考えておる次第
でございす。

○向井長年君 そうすると、それに対して關係部
局は一応そういう事務局に加わるのか、あるいは
専門委員にでも出てくるのか、この点どうで
すか。

○政府委員(熊谷典文君) これは官房の兼務とい
たしまして、事務局的に加わってくる、専門委員
として加わるのではなくて、事務局的に加わる、
こういうことにする予定でございす。

○向井長年君 そうすると、いまの個々の審議会
では専門委員のような形で通産省から人が出て
おりますが、今度はそれは専門委員には出さない。
それで学識経験者の中から法文にあるように専門
委員を選ぶことができる、こういうことなんです
か。

○政府委員(熊谷典文君) 仰せのとおりにしたい
と考えております。

○鈴木一弘君 一つだけ。これは大臣に伺つてお
きたいんですが、第二条の二の「諮問に應じ
て」、「重要事項」ということですが、さっきの補足
説明を聞いておきますと、重要事項の中に、エネ
ルギーの位置づけとか、政策の基本的方向の検討
とか、そのほかに出てくるのは、先ほど答弁にも
ございしましたが、いわゆるエネルギー課税問題と
いうような問題は、さういふことになつ
て、それが大臣のほうに意見として述べられてく
るわけですね。そうすると、このエネルギー課税と
いうような問題になれば、実際問題としては税金
問題になれば通産省の所管でないが、その辺のと
ころはどういう扱いを通産省としてはやってい
うとしておられるのか伺ひたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほど政府委員よりお
答へさせましたように、これが運営のために關係
各省から派遣される者で幹事を構成いたします
ので、その幹事会において処理をしまし
たい。また必要があれば、その答申を受けました私
自身の責任において処理をすべきであると思ひま
す。そのためには、いまのお尋ねの税金問題であ
れば大蔵大臣との間に折衝すべきことであると思
ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕
○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めてください。
暫時休憩いたします。
午後七時二十六分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は四月二十一日〕
一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する
法律案
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法
律案
〔小字及び一は衆議院修正の部分〕
下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律

第九号)
下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律

第二百十号)の一部を次のように改正する。
第二条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加
える。

5 資本の額又は出資の総額が一千万円を超える法人たる事業者
から役員、業務の執行又は存立について支配を受け、か
つ、その事業者から製造委託又は修理委託を受ける法人たる事
業者が、その製造委託又は修理委託に係る製造又は修理の行
爲の全部又は相当部分について再委託をする場合(第三項第一号
又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該
当する者に対し製造委託又は修理委託をする場合を除く。)にお
いて、再委託を受ける事業者が、役員、業務の執行又は存
立について支配を受け、かつ、製造委託又は修理委託を受ける当該
事業者から直接製造委託又は修理委託を受けるものとすれば前
項各号の一に該当することとなる事業者であるときは、この法
律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託
を受ける事業者は下請事業者とみなす。

第二条の二第二項中「支払期日は」の下に、「親
事業者が下請事業者の給付の内容について検査を
するかどうかを問はず」を加える。
第四条第七号中「又は第三号」を「若しくは第三
号」に改め、「行為をした場合」の下に「又は親事
業者について次項各号の一に該当する事実がある
と認められる場合」を加え、同条に次の一項を加
える。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は
修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為
をすることによつて、下請事業者の利益を不当
に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、
附属品又は原材料(以下「原材料等」という。)
を自己から購入させた場合に、下請事業者の
責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等
を用いる給付に対する下請代金の支払期日よ
り早い時期に、支払うべき下請代金の額から
当該原材料等の対価の全部若しくは一部を
差し引き、又は当該原材料等の対価の全部若
しくは一部を支払わせないこと。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支
払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金
の受入れ及び資金の融通を業とする者をい
う。)による割引を受けることが困難であると

認められる手形を交付すること。
第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一
項第一号」に改め、「その下請代金」の下に「若し
くはその下請代金及び第四条の二の規定による遅
延利息」を加え、同条第二項中「第四条第三号」
の「とする」に改め、

を「第四条第一項第三号」に改め、同条第三項中
を「勧告するものとする」に改め、同条第四項中
を「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 公正取引委員会は、親事業者について第四
条第二項各号の一に該当する事実があると認める
ときは、その親事業者に対し、すみやかにその
下請事業者の利益を保護するため必要な措置を
とるべきことを勧告することができる。

第八条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一
項から第三項まで」に改める。
〔私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係〕
第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和
二十二年法律第五十四号)第四十八條、第四十九條、第五十三
條の三及び第五十四條の規定は、公正取引委員会が前条第一項
から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事
業者がその勧告に従つたときに限り、親事業者のその勧告に係
る行為については、適用しない。
第十条を次のように改める。

〔罰則〕
第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした
親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円
以下の罰金に処する。
一 第三条の規定による書面を交付しなかつたとき。
二 第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、
又は虚偽の書類を作成したとき。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

七

昭和四十年五月二十五日印刷

昭和四十年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局